

支援サービスの利用について



児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスには、次のようなものがあります。
利用を開始するときは、市町村の支給決定が必要です。

サービスの内容

● 児童発達支援

主に未就学児に対して、日常生活における基本的な動作・知識に関する指導や集団生活への適応訓練を行います。

● 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理のものと支援が必要であると認められる場合に行われます。

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態、またはそれに準ずる状態にある児童で通常の児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な児童に対して居宅を訪問して療育支援が行われます。

● 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進することと、放課後等の居場所を提供します。

● 保育所等訪問支援

保育所や学校等を訪問し、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供します。

● 障害児相談支援

サービスを利用するための計画の作成や、モニタリング支援、事業所との連絡調整等の支援を行います。

※垂水市では、サービス利用に係る助成制度を行っているため、利用に係る料金はどれも無料です。



利用の流れ

1 市役所福祉課・保健課に相談

市役所福祉課の窓口や、保健課の保健師等にサービスの利用について相談します。

2 申請書提出・聞き取り調査

福祉課窓口で申請書を提出し、身体面や行動面についての聞き取り調査を受けます。

3 計画案提出

相談支援事業所と契約し、利用内容に係る計画案を作成してもらいます。

4 支給決定

相談支援事業所から提出された計画案をもとに、福祉課で支給決定を行います。

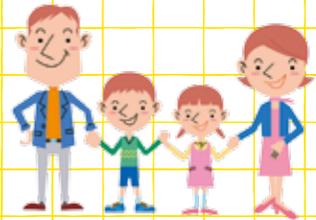
5 利用開始

受給者証が届いたらサービス事業所との契約後利用開始できます。担当の相談支援専門員に開始日の調整してもらいます。



こども発達サポート Ange (あんじゅ)

事業	児童発達支援・放課後等デイサービス
開館	月～金曜日
時間	8:30～17:30
場所	南松原 58
送迎	基本は片道のみ送迎
連絡	☎ 0994-36-8753



療育

療育施設・サービス利用方法

活動内容 午前/児童発達支援 午後/放課後等デイサービス

- **個別療育** (1回1時間程度)
作業療法士や言語聴覚士等の専門スタッフが、専門的な機能訓練等(体の使い方や言葉の訓練など)を行います。
- **グループ療育** (1回2時間程度)
4～5人の小集団の中で、制作・運動遊び・ゲーム遊び・ルール遊び・感覚遊び・クッキング体験・買い物体験・認識遊び等を行います。

療育とは、障がいのある子どもたちが社会的に自立できるように支援のことです。今回は、平成31年4月に開所したこども発達サポート Ange(あんじゅ)を紹介します。Angeでは、子どもの成長にゆっくりさを感じる方や不安を抱える方を対象に、子どもたちの持っている力を大切に、住んでいる地域で家族みんなが楽しく生活できるように支援に取り組んでいます。

利用者の声

市外在住(5歳)・父親

兄弟と比べ、言葉がでにくかったり、感情のコントロールが難しい面があったので、今後の成長のために利用を希望しました。現在、月に2回、個別療育で作業療法を受けています。丁寧に子どもとやり取りをしてくれて、体の使い方についての助言や、「何がしたい? どうしたらできるかな?」など本人の意見を聞きながら、考える時間を作ってもらっています。利用を始めて半年くらいですが、少しずつ感情のコントロールが上手になったように思います。何よりも、本人がここに通うのを楽しみにしています。



特に多いお悩み

どんな相談で来られるか聞きました。

「落ち着きがない」、「言葉が幼い」ということから利用を開始する方が多いです。落ち着きがないといってもその理由はさまざまで、身体を支える力がなく、椅子に座っていることが難しい場合や、聴覚や視覚からの情報が多すぎて、人の多い教室等から刺激の少ない廊下に走ってってしまう場合もあります。保護者からの相談に対して、関わり方のアドバイスや、家庭と学校を含めて総合的な支援を行っています。

Ange スタッフの皆さん▶

